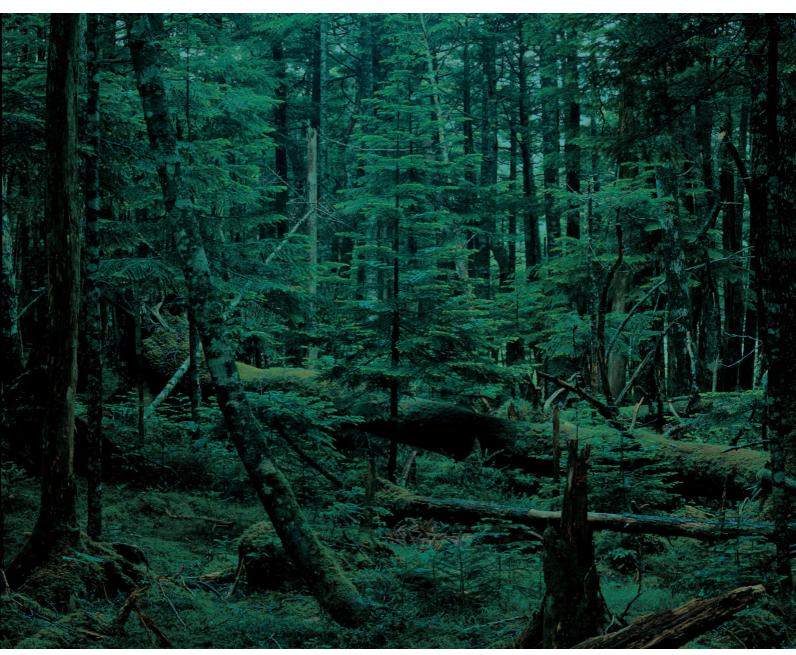
nikko am

日興エコファンド

追加型投信/国内/株式 自動けいぞく投資適用

本書は「交付目論見書」と「請求目論見書」を合冊しております。



設定・運用は

日興アセットマネジメント

nikkoam

日興エコファンド

追加型投信/国内/株式 自動けいぞく投資適用



設定・運用は

日興アセットマネジメント

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

「日興エコファンド」(マザーファンドを含みます。)は、主に株式など値動きのある証券(外貨建証券は為替変動リスクもあります。)を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。

投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

この目論見書により行なう「日興エコファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成20年11月19日に関東財務局長に提出しており、平成20年11月20日にその効力が発生しております。

当該有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の内容を記載した投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

「日興エコファンド」は、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

基準価額、販売会社などにつきましては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス http://www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404 午前9時~午後5時 土、日、祝・休日は除きます。 (半休日となる場合は午前9時~正午) 下記の事項は、この投資信託(以下「当ファンド」といいます。)をお申込みされる投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

記

当ファンドのリスクについて

- ・当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行者の財務状況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。
- ・当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「価格変動リスク」、「流動性リスク」、「信用リスク」および「為替変動リスク」などがあります。

詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドのリスク」をご覧ください。

当ファンドの手数料などについて

お申込時、ご換金(解約)時にご負担いただく費用

申込手数料 (1口当たり)	基準価額に対し2.1%(税抜2%)以内 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金(解約)手数料	ありません。
信託財産留保額 (1口当たり)	基準価額に対し0.5%

信託財産で間接的にご負担いただく(ファンドから支払われる)費用

信託報酬 純資産総額に対し年率1.575%(税抜1.5%	
監査費用	純資産総額に対し 年率0.0084%(税抜0.008%)以内
売買委託手数料など*	・組入有価証券の売買委託手数料 ・外貨建資産の保管などに要する費用 ・借入金の利息 ・立替金の利息 など

詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「費用・税金」をご覧ください。

*売買委託手数料などについては、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することができません。

当ファンドの手数料などの合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

囯

基本	卜情 報	につ	いて

	ファンドの概要
運用の内容に	ついて
	ファンドの特色 5 投資方針 9 投資対象 分配方針 投資制限 5
	ファンドのリスク
手続きと費用	について
運営方法につ	取得申込み手続き 17 換金手続き 19 費用・税金 20
	管理および運営
運用の状況に	7010

ファンドの運用状況	 3 1
財務ハイライト情報	 3 5

その他

約款	 39
用語集	53

ファンドの概要

ファンドの名称	日興エコファンド(以下「ファンド」といいます。)
商品分類	追加型投信/国内/株式 ▶ 詳しくは、後述の『商品分類および属性区分』をご覧ください。
ファンドの目的	中長期的な観点から、わが国の株式の中から環境問題への対応が優れている企業および環境に関連する事業を行なう企業の株式を中心に投資を行ない、信託財産の成長をはかることを目標として運用を行ないます。
主な投資対象	「エコ マザーファンド」受益証券ならびにわが国の金融商品取引所上場株式 (これに準ずるものを含みます。)を主要投資対象とします。 ▶ 詳しくは、後述の『投資対象』をご覧ください。
主な投資制限	 ・株式への実質投資割合には制限を設けません。 ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。 ▶ 詳しくは、後述の『投資制限』をご覧ください。
主なリスク	 ・価格変動リスク ・流動性リスク ・信用リスク ・為替変動リスク ▶ 詳しくは、後述の『ファンドのリスク』をご覧ください。
信託報酬	純資産総額に対し年率1.575%(税抜1.5%) ▶詳しくは、後述の『費用・税金』をご覧ください。
信託期間	平成31年8月19日まで(平成11年8月20日設定) ▶ 詳しくは、後述の『償還』をご覧ください。
決算日	毎年8月19日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。 ▶詳しくは、後述の『分配方針』をご覧ください。
運用報告書の作成	委託会社は、毎期決算後および償還後に運用報告書を作成し、あらかじめ届 出を受けた住所に販売会社よりお届けします。

商品内容を充分にご理解のうえ、お申込みいただきますようお願い申しあげます。

基本情報について

取得・換金(解約)に関して

取得·解約 取扱時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時(わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時)まで
申込価額	取得申込受付日の基準価額
申込手数料	販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。 ・販売会社における申込手数料率は2.1%(税抜2%)が上限となっております。
申込単位	販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
申込代金の支払い	販売会社が指定する日までにお支払いください。
解約価額	解約請求受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
解約手数料	ありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.5%(1口当たり)
解約単位	1口単位 販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
解約代金の支払い	原則として、解約請求受付日から起算して4営業日目からお支払いします。

主な用語の解説

- ●信託報酬(しんたくほうしゅう) 投資信託の運用や管理の対価として、委託会社、受託会社、販売会社が信託財産の中から受け取る報酬のことをいいます。
- ●運用報告書(うんようほうこくしょ) 投資家に対して、運用状況(期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況など)に関する情報を報告する書類のことです。
- ●信託財産留保額(しんたくざいさんりゅうほがく) 投資信託を解約される投資家の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。
 - → 本書で用いている専門的な用語については、後述の『用語集』をご覧ください。

商品分類および属性区分

商品分類

单位型投信· 追加型投信	投資対象地域		投資対 (収益の	
	国	内	株	式
単位型投信			債	券
	海	外	 不動産	[投信
追加型投信			その他 (2資産)
	内	外	資産	複合

(注)当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいい ます。

国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

基本情報について

属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般	年1回	グローバル	
大型株 中小型株	年2回	日本	
債券	1-11	北米	
一般 公債 社債	年4回	区欠州	ファミリーファンド
その他債券クレジット属性	年6回 (隔月)	アジア オセアニア	
()	(PM/J)	中南米	
不動産投信	年12回 (毎月)	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ
(投資信託証券(株式一般))	日々	中近東 (中東)	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

■ その他資産(投資信託証券(株式 一般))

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産(収益の源泉)」においては、「株式」に分類されます。

■ 年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

■日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。

上記は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ(http://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

ファンドの特色

1

「環境問題への対応が優れている企業」および「環境ビジネスにおける優良企業」の株式を中心に投資を行ないます。

環境への配慮が優れ、確かな経営ビジョンと競争力を持つ「エコ・エクセレントカンパニー」に 積極的に投資します。

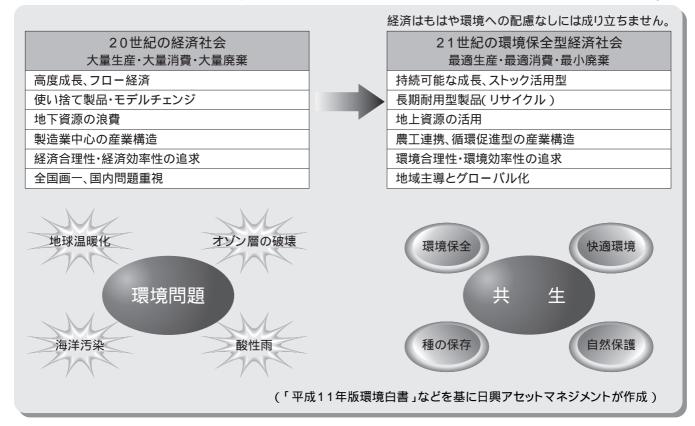
これからは環境への取組みが、企業価値を左右する時代です。

全世界規模で進む環境対策。わが国においても、環境への取組みは、イメージやリスクなど様々な側面から企業経営の重要なテーマとなりつつあります。優れた環境対策を行なうことは、企業の競争力の強化や差別化につながり、企業の生き残りと新たな成長の条件となると考えます。当ファンドは、この視点から投資企業を選別し、環境への配慮が優れていて、確かな経営ビジョンと競争力を持つ「エコ・エクセレントカンパニー」を中心に投資します。共感できる企業で、気持ちよく資産形成を実現したい…、そんな考えをお持ちの方々におすすめします。

環境への配慮を先行投資として認識している企業は、将来的なリスク管理に優れた企業で、その業界において、投資に値する競争力を持っていると考えられます。

欧米では、環境を含めたSRI(Socially Responsible Investment:社会的責任投資)をテーマとしたファンドが注目されています。わが国でも今後、このようなファンドの発展が期待されています。

21世紀の経済社会は以下のような環境保全型であることが求められているといわれています。



運用の内容について

日本の「環境問題への対応が優れている企業」群、「環境ビジネスにおける優良企業」群の中から、成長が期待できる企業を中心に投資します。

- ・「環境問題への対応が優れている企業」とは・・・ 経営における環境リスク低減に積極的に取り組み、具体的な成果をあげている企業
- ・「環境ビジネスにおける優良企業」とは・・・ 環境ビジネスに積極的に取り組み、技術やサービスなどに高い競争力を有する企業

当ファンドは、このような環境関連優良企業(エコ・エクセレントカンパニー)の中から成長が期待できる企業の株式を中心に投資します。環境問題への対応が優れている企業は、強い競争力を持ち、将来における高い収益が期待されます。

2 企業の環境対応度に関しては、日本でのエコ調査の先駆者である「グッドバンカー社」が調査・分析を行ないます。

企業の環境対応度調査の先駆者である株式会社グッドバンカー(以下「グッドバンカー社」といいます。)と投資顧問契約を結び、情報提供を受けます。日興アセットマネジメント株式会社による企業の収益性・成長性に関するファンダメンタルズ分析とグッドバンカー社の環境リサーチ・評価情報を融合し、投資銘柄を選定します。

グッドバンカー社は、1998年7月14日に設立された日本で初めての独立系SRI(社会的責任投資)専門の投資顧問会社です。

同社は、企業の発行する環境報告書、年次報告書などの公開情報や企業訪問、アンケート 調査などを通じて、個別企業の環境対応度を調査・評価しています。

具体的には、企業経営における環境対応の位置付け、環境マネジメントシステムの構築、製造工程での環境負荷の低減、環境配慮型商品・サービスの開発・提供、環境ビジネスにおける技術的優位性などの観点から企業の評価を行なっています。

中長期的な観点から、わが国の株式市場全体(TOPIX(東証株価指数))の動きを上回る投資成果の獲得をめざします。

「エコ マザーファンド」受益証券ならびにわが国の金融商品取引所上場株式(これに準ずるものを含みます。)への投資を通じて、中長期的な観点から、TOPIX(東証株価指数)の動きを上回る投資成果の獲得をめざします(ファミリーファンド方式*)。

*後述の「ファミリーファンド方式について」をご参照ください。

4 実質的な株式組入比率は、原則として高位を維持します。

- ・「エコ マザーファンド」受益証券の組入れを考慮した実質株式組入比率は、原則として高位 を保つことを基本とし、市況環境などの変化に基づいた実質株式組入比率の変更は原則とし て行ないません。
- ・ただし、資金動向などにより株式組入比率は変動することがあります。

銘柄選定プロセス

「エコノミック」、「エコロジカル」の2つのスクリーニングにより、組入銘柄を選定します。

全 上 場 銘 柄:約3,900社 調査対象ユニバース:約600社

エコノミック・スクリーニング

エコロジカル・スクリーニング

T

投資対象銘柄群 : 約200社

V

最終投資判断



ポートフォリオ構築 : 100社程度

上記、運用プロセスにおける銘柄数は、あくまでそのイメージを理解していただくためのものであり、実際の運用プロセスにおける銘柄数とは異なる場合があります。また、投資対象銘柄群以外の銘柄に投資する場合もあります。

*上記は有価証券届出書提出日現在の運用プロセスであり、将来変更される場合があります。

「エコノミック・スクリーニング」とは・・・

企業の中期的成長性・財務体質・経営戦略などを考慮し、日興アセットマネジメント株式会社独自の収益予想を作成します。これをもとに株価水準も勘案して5段階のレーティングを決定します。

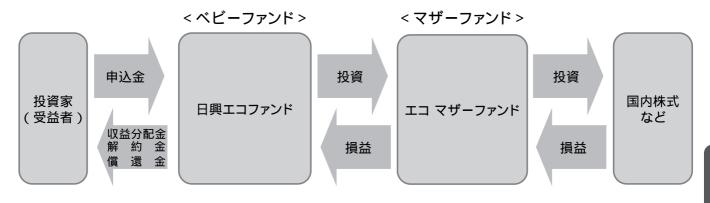
「エコロジカル・スクリーニング」とは・・・

各セクターの環境的側面からの問題点把握と分析・企業訪問などによる情報収集などにより、企業の環境に対する取組み度合いや環境ビジネスにおける競争力を6段階の総合環境レーティングに格付します。

運用の内容について

ファミリーファンド方式について

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンド受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



投資方針

投資方針

- ・主として、「エコ マザーファンド」受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引所上場株式 (これに準ずるものを含みます。)の中から環境問題への対応が優れ成長が期待できる企業およ び環境に関連する事業を行ない成長が期待できる企業の株式に投資を行ないます。また、これら の株式などに直接投資することもあります。なお、成長が期待できる企業の選定にあたってはボトムアップ・リサーチを重視し、収益性および安定性などを勘案します。
- ・「エコ マザーファンド」受益証券の組入れを考慮した実質株式組入比率は原則として高位を保つ ことを基本とし、市況環境などの変化に基づいた実質株式組入比率の変更は原則として行ないません。ただし、資金動向などにより組入比率は変動することがあります。
- ・株式以外の資産への実質投資割合(マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みます。)は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

投資対象

「エコ マザーファンド」受益証券ならびにわが国の金融商品取引所上場株式(これに準ずるものを含みます。)を主要投資対象とします。

その他の投資対象に関しましては「約款」をご覧ください。

運用の内容について

投資対象とするマザーファンドの概要

エコ マザーファンド

運用の基本方針		
基本方針	中長期的な観点から、わが国の株式の中から環境問題への対応が優れている企業および環境に関連する事業を行なう企業の株式を中心に投資を行ない、信託財産の成長をはかることを目標として運用を行ないます。	
主な投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式(これに準ずるものを含みます。)を主要投資対象とします。	
投資方針	・主として、わが国の金融商品取引所上場株式(これに準ずるものも含みます。)の中から環境問題への対応が優れ成長が期待できる企業および環境に関連する事業を行ない成長が期待できる企業の株式に投資を行ないます。なお、成長が期待できる企業の選定にあたってはボトムアップ・リサーチを重視し、収益性および安定性などを勘案します。 ・現物株式を中心に株式組入比率は原則として高位を保つことを基本とし、市況環境などの変化に基づいた実質株式組入比率の変更は原則として行ないません。 ・株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。	
主な投資制限	・株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。 ・同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。	
収益分配	収益分配は行ないません。	
ファンドに係る費用		
信託報酬	ありません。	
申込手数料	ありません。	
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.5%(1口当たり)	
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。	
その他		
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社	
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社	
投資顧問会社	株式会社グッドバンカー(投資助言)	
信託期間	無期限(平成13年10月26日設定)	
決算日	毎年8月19日(休業日の場合は翌営業日)	

分配方針

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

- 1)分配対象額の範囲 経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。
- 2)分配対象額についての分配方針 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象 額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
- 3)留保益の運用方針 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づ き運用を行ないます。

収益分配金の支払い

- < 分配金再投資コース > 原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。
- <分配金受取リコース> 毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

投資制限

約款に定める投資制限

- 1)株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には制限を設けません。
- 2)同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 3)投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4)外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。 その他の投資制限に関しましては「約款」をご覧ください。

法令による投資制限

同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律) 同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式 の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

運用の内容について

ファンドのリスク

ファンドのリスク

- ・当ファンド(マザーファンドを含みます。)は、主に株式など値動きのある証券(外 貨建証券は為替変動リスクもあります。)を投資対象としているため、基準価額は 変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。
- ・当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ・信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。取得申込者は、 ファンドの投資目的およびリスク要因を充分に認識することが求められます。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

「価格変動リスク

一般に株式の価格は、国内および国外の経済・政治情勢などの影響を受け変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。

「為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高に なった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

その他の留意事項

●システムリスク・市場リスクなどに関する事項

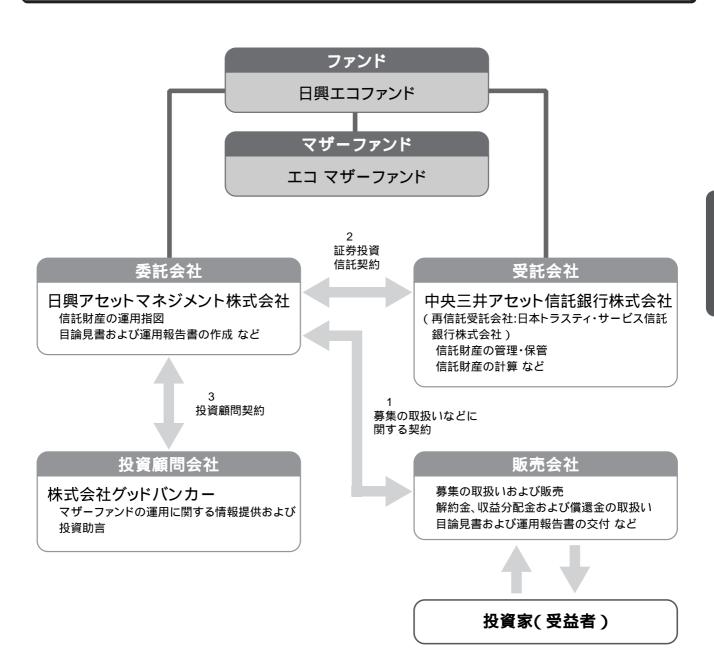
証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に取得・換金ができなくなることもあります。

- ●解約によるファンドの資金流出に伴なう基準価額変動に関する事項一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有証券を大量に売却することがあります。その際に基準価額が大きく変動する可能性があります。
- 法令・税制・会計方針などの変更に関する事項 ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

運用の内容について

ファンドの仕組み・体制

ファンドの仕組み

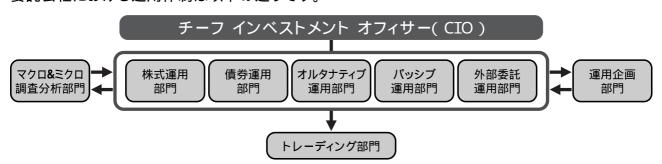


- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
- 3 投資顧問会社から株式、債券などの有価証券に対する投資判断についての助言(有価証券の種類、銘柄、数量、売買時期の判断など)を受けるルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。投資助言を受ける対象資産、助言の内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

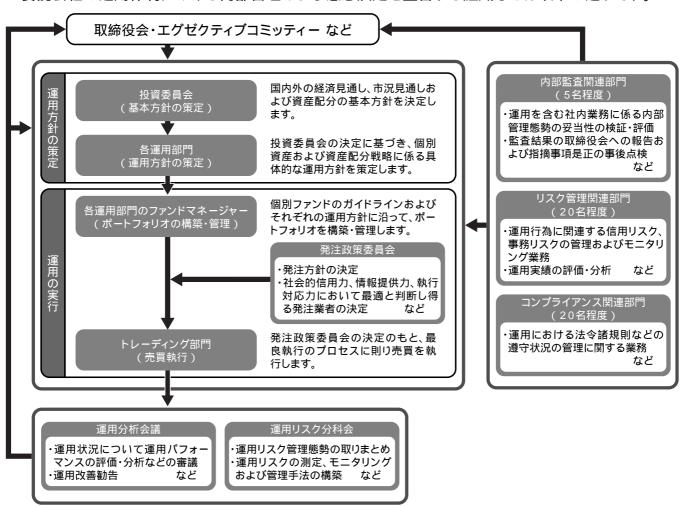
運用体制・リスク管理体制

運用体制

< 日興アセットマネジメント株式会社(委託会社)における運用体制 > 委託会社における運用体制は以下の通りです。



委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行なっており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

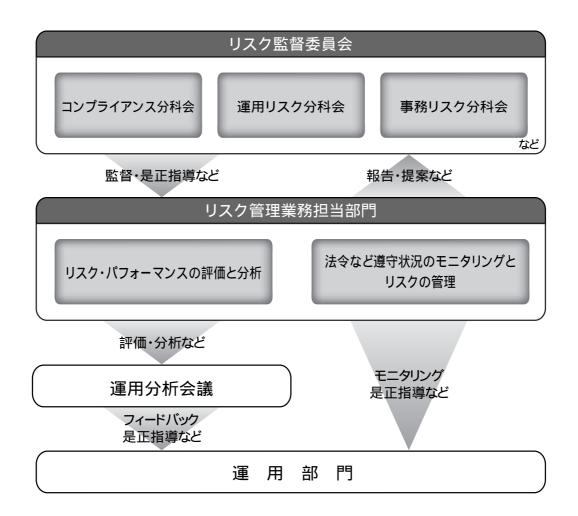
「投資顧問会社」については、投資顧問会社の管理体制およびリスク管理状況のモニタリングをリスク管理業務担当部門にて行ないます。 また、外部委託運用部門では担当窓口として連絡調整を行なうとともに、投資顧問会社の運用プロセスに関する定期的なレビューおよび 運用(投資助言を含みます。)するファンドのモニタリングを行ないます。

上記体制は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

運用の内容について

リスク管理体制

<日興アセットマネジメント株式会社(委託会社)におけるリスク管理体制>



全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスクマネジメント部を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況およびリスク管理状況については、リスクマネジメント部が事務局を務めるリスク監督委員会、およびその分科会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。本委員会およびその分科会においては、各種リスク(運用リスク、事務リスク、システムリスクなど)に関するモニタリングとその報告に加えて、重大なリスクの洗い出し、より予防的なリスクの軽減に繋がる施策、管理手法の構築などに努めております。

リスク・パフォーマンスの評価と分析

ファンド財産について運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク運営状況のモニタリングを行ないます。運用パフォーマンスおよびリスクに係る評価と分析の結果を運用分析会議に報告し、問題点については運用部門に原因の究明と是正指導を行ないます。

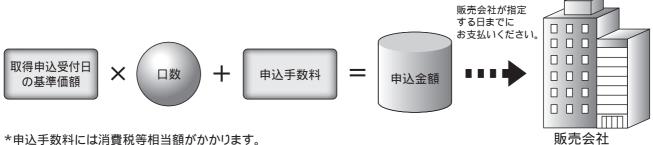
法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理

法令・諸規則、信託約款などの遵守状況とリスク管理状況のモニタリングを行ないます。その結果については運用リスク分科会などで報告し運用部門に是正指導を行なうなど、適切に管理・監督を行ないます。

上記体制は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

取得申込み手続き

<申込みについて(イメージ図)>



*申込手数料には消費税等相当額がかかります。

申込みの方法など		
申込方法	販売会社所定の方法でお申し込みください。	
コースの選択	収益分配金の受取方法によって、<分配金再投資コース>と<分配金受取りコース>の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。 分配金再投資コース・・・収益分配金を自動的に再投資するコースです。 分配金受取りコース・・・収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。	
申込取扱場所	販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。	
申込みの時間など		
申込みの受付	販売会社の営業日に受け付けます。	
取扱時間	原則として、午後3時(わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。	
申込期間	平成20年11月20日から平成21年11月19日までとします。 ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。	

手続きと費用について

申込みの金額など					
申込価額	取得申込受付日の基準価額とします。 ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。				
	販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託 会社の照会先にお問い合わせください。				
申込手数料	・販売会社における申込手数料率は2.1%(税抜2%)が上限となっております。 ・申込手数料の額(1口当たり)は、申込価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。 ・ < 分配金再投資コース > の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。 ・償還乗換、乗換優遇に関わる手数料の取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。				
申込金額	申込価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等 相当額を加算した額です。				
申込単位	販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。				
申込代金の支払い	取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。				
その他					
受付の中止および取消	委託会社は、金融商品取引所 における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。				

換金手続き

解約請求による換金

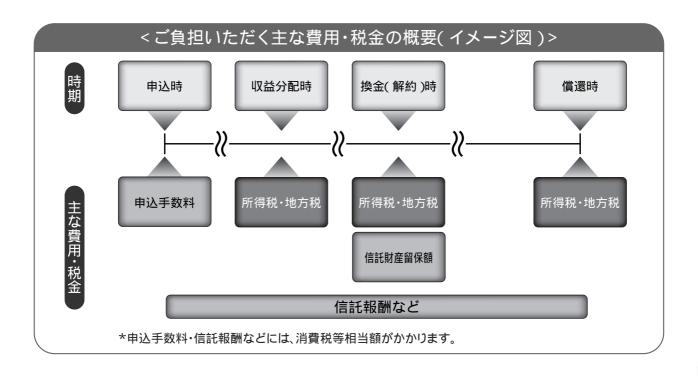
< 換金(解約)について(イメージ図)>



換金(解約)の時間な	ど
解約の受付	販売会社の営業日に受け付けます。
取扱時間	原則として、午後3時(わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
解約制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金(解約)の金額な	لخ المارية الم
解約価額	解約請求受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。 ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
解約手数料	ありません。
信託財産留保額	解約請求受付日の基準価額に0.5%の率を乗じて得た額(1口当たり)
手取額	1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。 詳しくは、後述の「費用・税金」をご覧ください。
解約単位	1口単位 販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
解約代金の支払い	原則として、解約請求受付日から起算して4営業日目からお支払いします。
その他	
受付の中止および取消	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

手続きと費用について

費用・税金



申込時、収益分配時、換金(解約)時などにご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用·税金		
申込時	申込手数料 (1口当たり)	基準価額に対し2.1%(税抜2%)以内		
収益分配時	所得税·地方税	普通分配金に対し10%*		
	換金(解約)手数料	ありません。		
換金(解約)時 (解約請求)	信託財産留保額 (1口当たり)	基準価額に対し0.5%		
	所得税·地方税	差益(譲渡益)に対し10%*		
償還時	所得税·地方税	差益(譲渡益)に対し10%*		

^{*}上記の税率は個人の場合であり、法人の場合については、後述の「課税上の取扱い」をご覧ください。なお、平成24年1月1日以降は、上記の10%の税率は20%となる予定です。詳しくは、後述の「課税上の取扱い」をご覧ください。

申込手数料は販売会社が定めます。上記は販売会社が定めた手数料率のうち上限の率を記載しております。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、後述の「課税上の取扱い」をご覧ください。

< 分配金再投資コース > の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。 買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

信託財産で間接的にご負担いただく(ファンドから支払われる)費用・税金

時期	項目	費用・税金					
毎日	信託報酬	純資産総額に対し年率1.575%(税抜1.5%) ・信託報酬の配分は、以下の通りです。					
		販売会社毎の純資産総額	信託報酬率(年率) 合計 委託会社 販売会社 受託会社			受託会社	
		100億円以下の部分	— ни	0.6300%	0.8400%	XIIIXII	
		100億円超 200億円以下の部分		0.5775%	5% 0.8925% 0.10		
		200億円超の部分			0.9450%		
		括弧内は税抜です。 マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報 酬の中から支払います。					
		・信託報酬(信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。)は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。					
	監査費用	純資産総額に対し年率0.0084%(税抜0.008%)以内					
随時	組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息およる 売買委託 金の利息など 金の利息など						
	3 221100	・詳しくは、後述の「その他の費用などについて」をご覧ください。					

売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見 積もることができないため、表示することができません。

手続きと費用について

その他の費用などについて

<売買委託手数料など>

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- 1)組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。
- 2)信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管 などに要する費用、解約に伴なう支払資金の手当てなどを目的とした借入金 の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

[投資対象とするマザーファンドに係る費用]

- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

課税上の取扱い

個人受益者の場合

- 1)収益分配金に対する課税
 - ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、平成23年12月31日までは軽減税率が適用され、10%(所得税7%および地方税3%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税のいずれかを選択することもできます。
 - ・なお、平成24年1月1日以降は、上記の10%の税率は20%(所得税15%および地方税5%) となる予定です。
- 2)解約金および償還金に対する課税
 - ・解約時および償還時の差益(譲渡益)*については譲渡所得として、平成23年12月31日までは軽減税率が適用され、10%(所得税7%および地方税3%)の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を選択している場合は、10%(所得税7%および地方税3%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。
 - *解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。)を控除した利益
 - ・なお、平成24年1月1日以降は、上記の10%の税率は20%(所得税15%および地方税5%) となる予定です。

確定申告等により、解約時および償還時の差損(譲渡損失)については、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等(申告分離課税を選択したものに限ります。)と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益(譲渡益)および普通分配金(申告分離課税を選択したものに限ります。)については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

法人受益者の場合

- 1)収益分配金、解約金、償還金に対する課税
 - ・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、平成23年12月31日までは軽減税率が適用され、7%(所得税のみ)の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。
 - ・なお、平成24年1月1日以降は、上記の7%の税率は15%(所得税のみ)となる予定です。
- 2)益金不算入制度の適用

原則として、益金不算入制度が適用されます。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

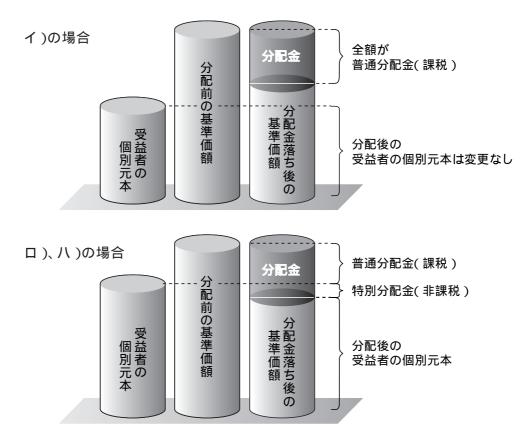
手続きと費用について

個別元本

- 1)各受益者の買付時の基準価額(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が個別元本になります。
- 2)受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と特別分配金

- 1)収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」(元本の一部 払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2)受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ)収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回って いる場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ)収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、 収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控除した金額が普通分配金となります。
 - ハ)収益分配金発生時に、その個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。
 - < 分配金に関するイメージ図 >



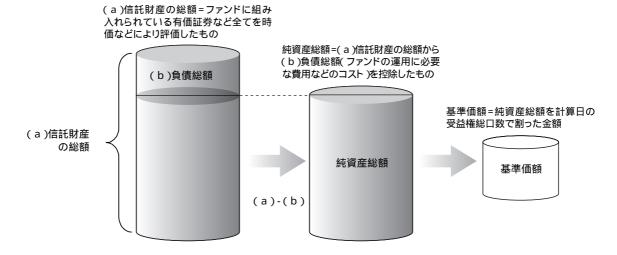
税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

管理および運営

基準価額

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額(純資産総額) を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。
- < 基準価額算出の流れ >



有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。
- < 主な資産の評価方法 >

マザーファンド受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。			
国内上場株式	原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場(ジャスダック証券取引所については、同所が発表する基準値段)で評価します。			

・外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

運営方法について

償還

信託期間

平成31年8月19日までとします(平成11年8月20日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

信託の終了(繰上償還)

- 1)委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ)受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
 - 口)繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ)やむを得ない事情が発生したとき
- 2)この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。 ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3)この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内(1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。)に異議を述べることができます。(後述の「異議の申立て」をご覧ください。)
- 4)委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときなどには、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
- 5)繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

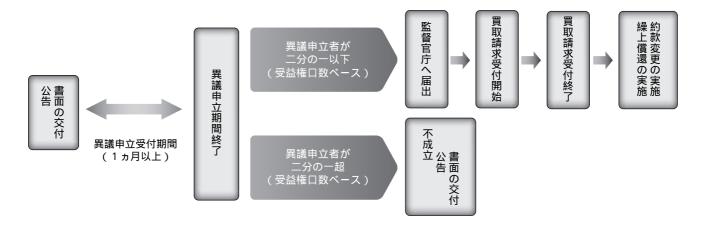
- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日まで)から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

信託約款の変更

- 1)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2)この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3)この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。(後述の「異議の申立て」をご覧ください。)
- 4)委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

異議の申立て

- 1)繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2)委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、 かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として 公告を行ないません。
- 3)なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。
- < 繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ >



公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

その他

内国投資信託受益証券の形態等

- ・追加型証券投資信託受益権です。
- 格付は取得しておりません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「振替機関に関する事項」に記載の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。 委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。 また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

運営方法について

発行(売出)価額の総額

5兆円を上限とします。

払込期日および払込取扱場所

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額(設定総額)は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

振替機関に関する事項

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

信託金限度額

- ・3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

計算期間

毎年8月20日から翌年8月19日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

委託会社の概況(平成21年3月末現在)

1)名称

日興アセットマネジメント株式会社

- 2)代表者の役職氏名 取締役社長 ビリー・ウェード・ワイルダー
- 3)本店の所在の場所 東京都港区赤坂九丁目7番1号
- 4)資本金

16,403百万円

5)沿革

昭和34年:日興證券投資信託委託株式会社として設立 平成11年:日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

6)大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
日興シティホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	107,570,100株	58.14%
NAMホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	69,170,000株	37.38%

受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- ·収益分配金·償還金受領権
- ·解約請求権
- •帳簿閲覧権

内国投資信託受益証券事務の概要

名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわない ものとします。

受益者に対する特典

該当事項はありません。

譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

運営方法について

質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

ファンドの詳細情報の項目

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」(投資信託説明書(請求目論見書))の記載項目は以下の通りです。

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込(販売)手続等
 - 2 換金(解約)手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1)資産の評価
 - (2)保管
 - (3)信託期間
 - (4)計算期間
 - (5)その他
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - (1)貸借対照表
 - (2)損益及び剰余金計算書
 - (3)注記表
 - (4)附属明細表
 - 2 ファンドの現況 純資産額計算書
- 第5 設定及び解約の実績

上記の情報については、EDINET(エディネット) でもご覧いただくことができます。

Electronic Disclosure for Investors' NETworkの略で、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」の愛称です。投資家はEDINETを利用することにより、インターネットを通じてファンドの有価証券届出書や有価証券報告書などを閲覧することができます。

ファンドの運用状況

以下の運用状況は平成21年2月27日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)投資状況

投資資産の種類	時価 (千円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	13,137,556	99.51
日本	13,137,556	99.51
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	64,922	0.49
純資産総額	13,202,478	100.00

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ 評価額上位銘柄明細

<親投資信託受益証券>

通貨	種類	銘柄名	数量又は	簿価単価(円)	簿価額(円)	投資比率
国・地域	業種	型	券面総額	評価単価(円)	評価額(円)	(%)
日本円	親投資信託受益証券	エコ マザーファンド	18,640,119,283	1.2247	22,828,331,485	99.51
日本	-	エコ マッーファンド	10,040,119,203	0.7048	13,137,556,070	99.51

ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.51
合計	99.51

投資不動産物件 該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの 該当事項はありません。

運用の状況について

(3)運用実績 純資産の推移

#001	1口当たりの約	1口当たりの純資産額(円)		(百万円)
期別	分配落ち	分配付き	<u>純資産総額</u> 分配落ち	分配付き
設 定 時(1999年8月20日)	1.0000	1.0000	22,647	22,647
第1計算期間末 (2000年8月21日)	0.9803	0.9803	117,105	117,105
第2計算期間末 (2001年8月20日)	0.7343	0.7343	76,245	76,245
第3計算期間末 (2002年8月19日)	0.5834	0.5834	52,111	52,111
第4計算期間末 (2003年8月19日)	0.6084	0.6084	38,944	38,944
第5計算期間末 (2004年8月19日)	0.6722	0.6722	38,054	38,054
第6計算期間末 (2005年8月19日)	0.7663	0.7663	36,584	36,584
第7計算期間末 (2006年8月21日)	1.0160	1.0160	42,162	42,162
第8計算期間末 (2007年8月20日)	0.9807	0.9807	30,816	30,816
第9計算期間末 (2008年8月19日)	0.7718	0.7718	23,167	23,167
第10中間計算期間末 (2009年2月19日)	0.4316	0.4316	12,999	12,999

	1口当たりの純資産額(円)	純資産総額(百万円)
2008年2月末日	0.8338	25,656
2008年3月末日	0.7673	23,442
2008年4月末日	0.8493	25,807
2008年5月末日	0.8869	26,883
2008年6月末日	0.8357	25,263
2008年7月末日	0.8115	24,427
2008年8月末日	0.7778	23,321
2008年9月末日	0.6550	19,574
2008年10月末日	0.5082	15,185
2008年11月末日	0.4877	14,601
2008年12月末日	0.4965	14,964
2009年1月末日	0.4552	13,704
2009年2月末日	0.4385	13,202

分配の推移

73 HD 47 JE 17	
	1口当たり税込み分配金(円)
第1計算期間(1999年8月20日~2000年8月21日)	0
第2計算期間(2000年8月22日~2001年8月20日)	0
第3計算期間 (2001年8月21日~2002年8月19日)	0
第4計算期間 (2002年8月20日~2003年8月19日)	0
第5計算期間 (2003年8月20日~2004年8月19日)	0
第6計算期間 (2004年8月20日~2005年8月19日)	0
第7計算期間 (2005年8月20日~2006年8月21日)	0
第8計算期間 (2006年8月22日~2007年8月20日)	0
第9計算期間 (2007年8月21日~2008年8月19日)	0
第10中間計算期間 (2008年8月20日~2009年2月19日)	-

収益率の推移

	収益率(%)
第1計算期間 (1999年8月20日~2000年8月21日)	1.97
第2計算期間 (2000年8月22日~2001年8月20日)	25.09
第3計算期間 (2001年8月21日~2002年8月19日)	20.55
第4計算期間 (2002年8月20日~2003年8月19日)	4.29
第5計算期間 (2003年8月20日~2004年8月19日)	10.49
第6計算期間 (2004年8月20日~2005年8月19日)	14.00
第7計算期間 (2005年8月20日~2006年8月21日)	32.59
第8計算期間 (2006年8月22日~2007年8月20日)	3.47
第9計算期間 (2007年8月21日~2008年8月19日)	21.30
第10中間計算期間 (2008年8月20日~2009年2月19日)	44.08

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下、「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(参考)エコ マザーファンド

以下の運用状況は平成21年2月27日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)投資状況

投資資産の種類	時価(千円)	投資比率(%)
株式	13,110,692	98.10
日本	13,110,692	98.10
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	254,138	1.90
純資産総額	13,364,830	100.00

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ 評価額上位銘柄明細

<株式>

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率 (%)
日本円	株式			4,920	885,600,000	` '
日本	輸送用機器	トヨタ自動車	180,000	3,180	572,400,000	4.28
日本円	株式	一芸ロロコッチング・・・リーゲリーデ	000,000	828	662,240,737	0.70
日本	銀行業	三菱UFJフィナンシャル・グループ	800,000	454	363,200,000	2.72
日本円	株式	日本電信電話	75,000	5,265	394,883,851	2.38
日本	情報・通信業	口本電信電品	75,000	4,250	318,750,000	2.38
日本円	株式	ハエエドラエ	4 000	170,100	306,180,000	2.07
日本	情報・通信業	NTTFJE	1,800	153,900	277,020,000	2.07
日本円	株式		60, 400	5,808	403,069,801	2.07
日本	医薬品	武田薬品工業	69,400	3,990	276,906,000	2.07
日本円	株式	/ 	00,000	6,182	370,947,955	4.00
日本	化学	信越化学工業	60,000	4,410	264,600,000	1.98
日本円	株式	±>.#	440.000	3,640	400,400,000	4.07
日本	輸送用機器	ホンダ	110,000	2,390	262,900,000	1.97
日本円	株式	S-7 /	00.000	4,264	341,106,322	4.05
日本	輸送用機器	シマノ	80,000	3,250	260,000,000	1.95
日本円	株式			48,750	414,375,000	
日本	その他製品	任天堂	8,500	28,490	242,165,000	1.81
日本円	株式		1	8,320	332,800,000	
日本	陸運業	東日本旅客鉄道	40,000	5,850	234,000,000	1.75
日本円	株式			2,310	462,000,000	
日本	電気機器	パナソニック	200,000	1,154	230,800,000	1.73
日本円	株式			2,744	452,813,137	
日本	サービス業	ダイセキ	165,000	1,388	229,020,000	1.71
日本円	株式			1,383	345,813,284	
日本	機械	日本製鋼所	250,000	896	224,000,000	1.68
日本円	株式			801	208,206,679	
日本	石油・石炭製品	昭和シェル石油	260,000	819	212,940,000	1.59
日本円	株式		1	2,476	222,812,373	
日本日	電気・ガス業	関西電力	90,000	2,365	212,850,000	1.59
日本円	株式		+	4,938	404,955,431	
日本日	電気機器	キヤノン	82,000	2,540	208,280,000	1.56
日本円	株式			1,769	364,360,148	
日本日		フェローテック	206,000	966	198,996,000	1.49
日本円	電気機器 株式		1	463	231,740,237	
		東京ガス	500,000			1.47
日本	電気・ガス業			394	197,000,000	
日本円	株式	三井物産	210,000	1,628	341,893,284	1.45
日本	卸売業			920	193,200,000	
日本円	株式	エーザイ	63,000	3,988	251,252,690	1.43
日本	医薬品			3,040	191,520,000	
日本円	株式	クボタ	400,000	653	261,204,540	1.42
日本	機械			476	190,400,000	
日本円	株式	三井住友フィナンシャルグループ	55,000	6,808	374,415,928	1.30
日本	銀行業		22,200	3,170	174,350,000	

運用の状況について

日本円	株式	三菱商事	140,000	2,810	393,400,000	1.30
日本	卸売業	二爻问事	140,000	1,244	174,160,000	1.30
日本円	株式	松田産業	160.000	1,449	231,801,000	1.29
日本	卸売業	14年末	100,000	1,075	172,000,000	1.29
日本円	株式	東京海上ホールディングス	75,000	3,560	267,000,000	1.27
日本	保険業	宋示/母エが一ルティンテス	75,000	2,260	169,500,000	1.27
日本円	株式	東京電力	60,000	2,828	169,674,887	1.25
日本	電気・ガス業	宋尔电/]	60,000	2,775	166,500,000	1.20
日本円	株式	日本電産	40,000	7,416	296,636,512	1.24
日本	電気機器	口平电压	40,000	4,140	165,600,000	1.24
日本円	株式	堀場製作所	103,000	2,255	232,265,000	1.24
日本	電気機器	が出る な 「FFI」	103,000	1,603	165,109,000	1.24
日本円	株式	コマツ	160,000	2,230	356,807,624	1.22
日本	機械		160,000	1,022	163,520,000	1.22
日本円	株式	ユニ・チャーム	25,000	7,443	186,083,347	1.19
日本	化学		25,000	6,380	159,500,000	1.19

ロ 種類別及び業種別の投資比率

1 作物のスが光体の	+D 2欠 L L マヤ・ノ ハノ ト
種類別及び業種別	投資比率(%)
株式	98.10
電気機器	12.81
輸送用機器	9.63
化学	7.42
銀行業	7.37
機械	7.18
情報・通信業	6.85
電気・ガス業	5.60
医薬品	5.36
卸売業	4.96
小売業	4.43
サービス業	3.16
陸運業	2.96
その他製品	2.42
鉃鋼	2.20
非鉄金属	2.08
ガラス・土石製品	2.04
食料品	1.93
保険業	1.80
石油・石炭製品	1.59
不動産業	1.50
精密機器	1.26
ゴム製品	0.90
海運業	0.68
繊維製品	0.42
パルプ・紙	0.41
建設業	0.32
その他金融業	0.27
証券、商品先物取引業	0.26
鉱業	0.25
合計	98.10
	1

投資不動産物件 該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの 該当事項はありません。

財務ハイライト情報

- (1)以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」 に記載されている「財務諸表」および「中間財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- (2)「財務諸表」および「中間財務諸表」については、あらた監査法人による監査および中間監査 を受けております。また、当該監査法人による監査報告書および中間監査報告書は、有価証券 届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務 諸表」および「中間財務諸表」に添付されています。

日興エコファンド

<貸借対照表>

(単位:円)

			\$\$ 0.₩₽	(羊瓜・口)
期	別		第8期	第9期
			平成19年8月20日現在	平成20年8月19日現在
科目		注記 番号	金額	金額
資産の部				
流動資産				
コール・ローン			444,473,405	318,544,124
親投資信託受益証券			30,659,883,105	23,054,242,918
未収入金			11,879,089	16,588,559
流動資産合計			31,116,235,599	23,389,375,601
資産合計			31,116,235,599	23,389,375,601
負債の部				
流動負債				
未払解約金			16,002,563	25,850,372
未払受託者報酬			18,872,220	13,060,976
未払委託者報酬			264,212,023	182,854,537
その他未払費用			746,065	605,797
流動負債合計			299,832,871	222,371,682
負債合計			299,832,871	222,371,682
純資産の部				
元本等				
元本			31,421,491,704	30,016,244,933
剰余金				
期末欠損金			605,088,976	6,849,241,014
(うち分配準備積立金)			(1,116,134,122)	(1,017,788,681)
剰余金合計			605,088,976	6,849,241,014
元本等合計			30,816,402,728	23,167,003,919
純資産合計			30,816,402,728	23,167,003,919
負債・純資産合計			31,116,235,599	23,389,375,601

運用の状況について

< 損益及び剰余金計算書 >

(単位:円)

				(羊瓜・川)
			第8期	第9期
期	別		自 平成18年8月22日	自 平成19年8月21日
			至 平成19年8月20日	至 平成20年8月19日
科目		注記 番号	金額	金額
営業収益				
受取利息			1,285,833	1,254,095
有価証券売買等損益			18,302,872	5,972,471,926
営業収益合計			19,588,705	5,971,217,831
営業費用				
受託者報酬			40,007,785	28,714,455
委託者報酬			560,110,766	402,004,059
その他費用			1,546,461	1,275,425
営業費用合計			601,665,012	431,993,939
営業損失金額			582,076,307	6,403,211,770
経常損失金額			582,076,307	6,403,211,770
当期純損失金額			582,076,307	6,403,211,770
当期一部解約に伴う当期純利益金額分配額			645,639,551	-
当期一部解約に伴う当期純損失金額分配額			-	263,193,547
期首剰余金又は期首欠損金()			665,302,568	605,088,976
剰余金増加額又は欠損金減少額			145,258,044	65,225,706
(当期一部解約に伴う剰余金増加額			(-)	(65,225,706)
又は欠損金減少額)			()	(00,220,700)
(当期追加信託に伴う剰余金増加額			(145,258,044)	(-)
又は欠損金減少額)			(140,200,044)	()
剰余金減少額又は欠損金増加額			187,933,730	169,359,521
(当期一部解約に伴う剰余金減少額			(187,933,730)	(-)
又は欠損金増加額)			(107,000,700)	()
(当期追加信託に伴う剰余金減少額			(-)	(169,359,521)
又は欠損金増加額)			()	(100,000,021)
分配金			-	-
期末欠損金			605,088,976	6,849,241,014

< 重要な会計方針に係る事項に関する注記 >

		П	第8期	第9期
	期。別	IJ	自 平成18年8月22日	自 平成19年8月21日
	項目		至 平成19年8月20日	至 平成20年8月19日
1.	有価証券の評価基準及び評価方法		親投資信託受益証券	親投資信託受益証券
			移動平均法に基づき当該親投資信 託受益証券の基準価額で評価して	同左
			おります。	
2.	その他財務諸表作成のための		当ファンドの計算期間は原則として、	当ファンドの計算期間は原則として、
	基本となる重要な事項		毎年8月20日から翌年8月19日までとな	毎年8月20日から翌年8月19日までとな
			っております。ただし、各計算期間終	っております。ただし、各計算期間終
			了日に該当する日(以下「該当日」と	了日に該当する日(以下「該当日」と
			いいます。)が休業日のとき、各計算	いいます。)が休業日のとき、各計算
			期間終了日は、該当日以降の営業日で	期間終了日は、該当日以降の営業日で
			ある日のうち、該当日に最も近い日と	ある日のうち、該当日に最も近い日と
			し、その翌日より次の計算期間が始ま	し、その翌日より次の計算期間が始ま
			るものといたしますので、当計算期間	るものといたしますので、当計算期間
			は平成18年8月22日から平成19年8月20	は平成19年8月21日から平成20年8月19
			日までとなっております。	日までとなっております。

日興エコファンド

< 中間貸借対照表 >

(単位:円)

		(単位:円)
期別	前中間計算期間末	当中間計算期間末
נת מ א	平成 20 年 2 月 20 日現在	平成 21 年 2 月 19 日現在
科目	金額	金額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	135,858,143	197,403,567
親投資信託受益証券	25,177,252,048	12,934,523,812
未収入金	18,750,896	-
流動資産合計	25,331,861,087	13,131,927,379
資産合計	25,331,861,087	13,131,927,379
負債の部		
流動負債		
未払解約金	25,101,717	1,916,930
未払受託者報酬	74,991	8,673,466
未払委託者報酬	1,049,882	121,429,355
その他未払費用	3,406	504,520
流動負債合計	26,229,996	132,524,271
負債合計	26,229,996	132,524,271
純資産の部		
元本等		
元本	30,798,112,787	30,117,734,657
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	5,492,481,696	17,118,331,549
(分配準備積立金)	1,067,128,705	988,394,228
元本等合計	25,305,631,091	12,999,403,108
純資産合計	25,305,631,091	12,999,403,108
負債純資産合計	25,331,861,087	13,131,927,379

運用の状況について

< 中間損益及び剰余金計算書 >

(単位:円)

	前中間計算期間	当中間計算期間
期別	前中间計算期间 自 平成 19 年 8 月 21 日	自 平成 20 年 8 月 20 日
#17/13 	至平成20年2月20日	至 平成 21 年 2 月 19 日
科目		金額
営業収益	亚 超	77 54
受取利息	700,432	230,180
有価証券売買等損益	4,641,321,944	10,053,447,109
営業収益合計	4,640,621,512	10,053,447,109
	4,040,021,312	10,000,210,929
営業費用	45 700 470	0.072.400
受託者報酬	15,728,470	8,673,466
委託者報酬	220,199,404	121,429,355
その他費用	673,034	504,520
営業費用合計	236,600,908	130,607,341
営業損失()	4,877,222,420	10,183,824,270
経常損失()	4,877,222,420	10,183,824,270
中間純損失()	4,877,222,420	10,183,824,270
一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	5,319,515	177,031,878
期首剰余金又は期首欠損金()	605,088,976	6,849,241,014
剰余金増加額又は欠損金減少額	31,215,909	205,850,293
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	31,215,909	205,850,293
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	46,705,724	468,148,436
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	46,705,724	468,148,436
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	5,492,481,696	17,118,331,549

< 重要な会計方針に係る事項に関する注記 >

			前中間計算期間	当中間計算期間
	期。	別	自 平成19年8月21日	自 平成20年8月20日
	項目		至 平成20年2月20日	至 平成21年2月19日
ſ	有価証券の評価基準及び評価方法		親投資信託受益証券	親投資信託受益証券
			移動平均法に基づき当該親投資信 託受益証券の基準価額で評価して おります。	

約款

<追加型証券投資信託 日興エコファンド>

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、中長期的な観点から、わが国の株式の中から環境問題への対応が優れている企業および 環境に関連する事業を行なう企業の株式を中心に投資を行ない、信託財産の成長をはかることを目標として 運用を行ないます。

運 用 方 法

(1)投資対象

エコ マザーファンド受益証券ならびにわが国の金融商品取引所上場株式 (これに準ずるものを含みます。)を主要投資対象とします。

(2)投資態度

主として、エコ マザーファンド受益証券に投資を行なうとともに、わが国の金融商品取引所上場株式(これに準ずるものを含みます。)の中から環境問題への対応が優れ成長が期待できる企業および環境に関連する事業を行ない成長が期待できる企業の株式に投資を行ないます。なお、成長が期待できる企業の選定にあたってはボトムアップリサーチを重視し、収益性および安定性等を勘案します。

現物株式を中心に株式組入率は原則として高位を保つことを基本とし、市況環境等の変化に基づいた実質株式組入率の変更は原則として行ないません。ただし、資金動向等により組入率は変動することがあります。株式以外の資産への実質投資割合(マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みます。)は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運用制限

- (1)株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には制限を設けません。
- (2)投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (3)同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (4)外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

その他

追加型証券投資信託 日興エコファンド 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、この信託に関する信託事務の処理 の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼 営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金226億4,782万5,562円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを 引き受けます。

委託者は、受託者と合意の上、金3,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を 行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成31年8月19日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に 該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、 第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については226億4,782万5,562口に、追加信託によって生じた 受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行され た場合には、受託者と協議の上、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分 割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数 を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第28条に 規定する借入有価証券を除く)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信 託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日にお ける受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外 貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、 原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第31条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(追加日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。 (受益権の帰属と受益証券の不発行)

第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」

といいます。)。

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、保護預り会社または第50条に規定する委託者の指定する「回座管理機関、委託者の指定する場合において、保護預り会社または第50条に規定する委託者の指定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)および委託者の指定する登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、 振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第11条 委託者は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずるものとします。ただし、第49条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に限り、1口の整数倍をもって当該取得の申込に応ずることができます。

委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得の申込に応ずるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができます。

前2項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者(第50条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。)、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る 消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。 ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、手数料お よび当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料は、委託者、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関がそれ ぞれ独自に定めるものとします。

第4項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益証券または受益権を信託終了時まで保有した受益

その他

者(信託期間を延長した証券投資信託(追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日(以下「当初の信託終了日」といいます。)以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。)にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券または受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。)が、その償還金(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。)をもって、当該信託終了日(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。)の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の1口当りの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額)で取得する口数について取得申込日の基準価額とすることができます。

なお、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

第4項の規定にかかわらず、受益者が第49条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第42条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

追加型証券投資信託の受益証券または受益権を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日 以降に開始する委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が別に定め る期間内に、当該信託の受益証券または受益権の買取請求にかかる売却代金または一部解約金をもっ て、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する証券会社または委託 者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得 申込日の基準価額に、取得申込を行う委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登 録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額と します。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載 または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および 受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第14条 (削除)

(記名式の受益証券の再交付)

第15条 (削除)

(毀損した場合等の再交付)

第16条 (削除)

(受益証券の再交付の費用)

第17条 (削除)

(投資の対象とする資産の種類)

- 第17条の2 この信託において投資の対象とする資産の種類(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条 各号で定める特定資産の種類をいいます。)は、次に掲げるものとします。
 - 1.有価証券
 - 2.デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第23条、第24条および第25条に定めるものに限ります。)
 - 3. 金銭債権
 - 4.約束手形
 - この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。
 - 1.為替手形

(運用の指図範囲)

第18条 委託者は、信託金を、主として日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託 エコ マザーファンド(その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1.株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3.地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5.社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引 受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6.特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7. コマーシャル・ペーパー
- 8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) およ び新株予約権証券
- 9.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 10.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、マザーファンドの受益証券を除きます。)
- 11.投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。 以下次号において同じ。)で次号に定めるもの以外のもの
- 12.投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。)または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
- 13. 外国貸付債権信託受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 14.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 15.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 16. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 17.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 18.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の 受益証券に表示されるべきもの
- 19.外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第9号および第15号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号の証券ならびに第9号および第15号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第10号および第11号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。

その他

- 1. 預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4.手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6.外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の 時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて 得た額をいいます。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第18条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資 法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者 および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条 第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第32条において同じ。)、第32条第 1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、 第17条の2ならびに第18条第1項および第2項に定める資産への投資を行なうことができます。

前項の取扱いは、第20条から第29条まで、第31条および第37条から第39条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行 ないます。

(投資する株式等の範囲)

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場(金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下本条において同じ。)されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式への投資制限)

第21条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の 時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合に乗じて得た 額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより 行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産 総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を 決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図)

第23条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロ に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに 外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を 超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの 限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価する ものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保 の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に 定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なも のについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と 認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

- 第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号 の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。 なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行

その他

なうものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産 総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の 一部を返還するための指図をするものとします。

第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(外貨建資産への投資制限)

第29条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の30を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第30条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

第2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信託業務の委託等)

- 第32条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
 - 1.委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2.委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3.信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

- 1.信託財産の保存に係る業務
- 2.信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3.委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第33条 (削除)

(混蔵寄託)

第34条 金融機関または金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(一括登録)

第35条 (削除)

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第36条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすること とします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速 やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第37条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならび に信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第38条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第39条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

- 1.一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
- 2.再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
- 3.借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第40条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。 (受託者による資金の立替え)

第41条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の 配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託

その他

者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第42条 この信託の計算期間は、毎年8月20日から翌年8月19日までとすることを原則とします。ただし、 第1計算期間は平成11年8月20日から平成12年8月19日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第43条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に 提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務等の諸費用)

第44条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息、信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用に係る消費税等相当額(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額)

第45条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の150の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と 受託者との間の配分は別に定めます。

第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

(収益分配)

第46条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1.配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2.売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(追加信託金および一部解約金の計算処理)

第47条 (削除)

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第48条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第49条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第49条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第49条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者(第50条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。)、委託者の指定する証券会社または委託者の指定

する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第51条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第52条第3項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第52条第3項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者(第50条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。)、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

一部解約金は、第52条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として4営業日目から当該受益者に支払います。

前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関)

第50条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への 記載または記録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第51条 受益者が、収益分配金については第49条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第49条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(一部解約)

第52条 受益者は、平成12年2月18日以降において自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、受益者(受益者死亡の場合はその相続人)は、次の事由により平成12年2月17日以前において委託者にその請求日を一部解約の請求受付日とする一部解約の実行を請求することができます。

- 1.受益者が死亡したとき
- 2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
- 3.受益者が破産宣告を受けたとき

その他

- 4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
- 5. その他前各号に準ずる事由があるものとして委託者が認めるとき

平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。受益者が第1項ただし書きの各号に規定する事由によりその請求をするときは、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、当該事由を証する所定の書類の提示を求めることができるものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額から当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の一部 解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合に は、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解 約の実行の請求日として、第4項の規定に準じて算定した価額とします。

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合には、第53条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第52条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、 一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほ か、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第53条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする 旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付しま す。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を 行ないません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えると きは、第1項の信託契約の解約を行ないません。

委託者は、この信託契約の解約を行なわないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

前3項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合は、適用しないものとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第54条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第58条の規定にしたがうものとします。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第55条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第58条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第56条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴いこの信託契約に関する事業を 譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約 に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第57条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第58条の規定にしたがい新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第58条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる 受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したとき は、原則として、公告を行ないません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えると きは、第1項の信託約款の変更を行ないません。

委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行なわないこととしたときは、変更しない旨および その理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対 して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則と して、公告を行ないません。

(反対者の買取請求権)

第58条の2 第53条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第53条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(信託期間の延長)

第59条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

(公告)

第60条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第61条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附 則

第1条 変更後の第7条第1項の規定は、平成12年4月4日以降行われる追加信託について適用するものとします。

変更後の第7条第2項の規定は、平成11年9月28日以降の純資産総額の計算に適用するものとしま

す。

第2条 この約款において「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の 指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の 名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契 約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第3条 変更後の第11条の規定は、平成18年5月20日以降の取得申込について適用します。

第4条 第49条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者 ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加 重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額を言い、追加信託の つど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前を取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日 の平均信託金(信託金総額を受益権総口数で除して得た額)とみなすものとします。

第5条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条および第12条から第17条までの規定および受益権 と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する 場合には、なおその効力を有するものとします。

第6条 第25条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第25条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成11年8月20日

東京都港区赤坂九丁目7番1号 委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都港区芝三丁目23番1号 受託者 中央三井アセット信託銀行株式会社

用語集

投資信託の基本的な用語を簡潔にまとめたもので、特定のファンドの解説を目的としたものではありません。

いたくがいしゃ(いたくしゃ)

委託会社(委託者) 投資信託の運用を行なう会社です。

解約価額

かいやくかがく

投資信託を解約請求によって換金する時の価額で、基準価額から信託財産留保額を差し引いた価 額のことです。

解約請求(解約)

かいやくせいきゅう(かいやく)

投資信託の換金方法の一つで、受益者が販売会社を通じて委託会社に解約を請求する方法のことです。 (なお、受益者が販売会社に受益権の買取りを請求する換金方法を買取請求(買取)といいます。)

繰上償還

くりあげしょうかん

信託期間を繰り上げて信託(運用)を終了させることです。

自動けいぞく投資

じどうけいぞくとうし

販売会社と受益者との契約により、税引き後の収益分配金を無手数料で自動的に再投資することを いいます。なお、販売会社により取扱いできない場合や一部異なる場合があります。

収益分配

しゅうえきぶんぱい

投資信託の決算期末に、運用によって得た収益などを保有口数に応じて受益者に分配することです。 また、その分配される金額を収益分配金または分配金といいます。

受益者

じゅえきしゃ

投資信託を購入した投資家のことです。

純資産総額

じゅんしさんそうがく

信託財産の総額(信託財産に属する資産を時価などで評価して得た金額)から負債総額(運用に必 要な費用などのコスト)を控除した金額のことです。

償還

しょうかん

投資信託の信託契約を解約し、信託(運用)を終了することです。

信託期間

しんたくきかん

信託財産を運用する期間のことで、運用開始日(設定日)から運用終了日(償還日)までのことです。

信託財産

しんたくざいさん

投資信託が保有するすべての資産(組入有価証券、現金など)のことです。

ファンドマネージャー

投資信託の運用を行なう人(金融資産を運用する専門家)のことです。

ポートフォリオ

株式や債券など、複数の資産や銘柄の組合わせ、あるいはそうした資産構成のことです。

目論見書 (投資信託説明書)

もくろみしょ

投資家に交付することが義務づけられている投資信託の説明資料です。投資家が投資信託を購入 するにあたって知っておくべき重要な情報(特色、運用方針、信託報酬、手数料など)が記載されて います。

(とうししんたくせつめいしょ)

目論見書には、お申込みの際にあらかじめまたは同時に投資家に交付される「交付目論見書」と、投 資家から請求があった場合に交付される「請求目論見書」があります。

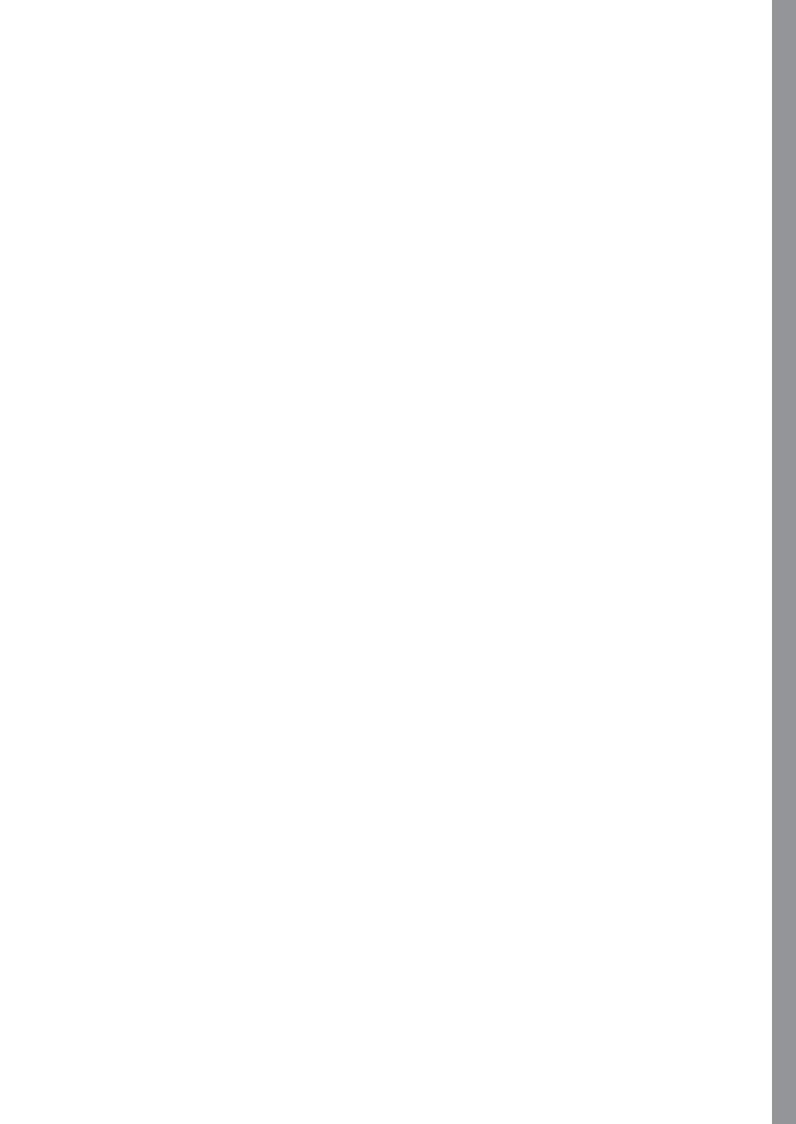
約款(信託約款) やっかん(しんたくやっかん)

投資信託の仕組みや運営、管理などの詳細について規定したものをいいます。委託会社と受託会社 は、この信託約款に基づいて信託契約を締結しています。

リスクとリターン

投資によって得られる収益をリターンといい、その収益を獲得するにあたっての不確実性をリスクと いいます。一般的にリスクが高いとリターンは高く、その逆にリスクが低いとリターンは低くなります。

D 他





投資信託説明書 請求目論見書 2009.5.20

nikkoam

日興エコファンド

追加型投信/国内/株式

自動けいぞく投資適用

設定・運用は

日興アセットマネジメント

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

「日興エコファンド」(マザーファンドを含みます。) は、主に株式など値動きのある証券(外貨建証券は為替変動リスクもあります。) を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、 銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

この目論見書により行なう「日興エコファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成20年11月19日に関東財務局長に提出しており、平成20年11月20日にその効力が発生しております。

「日興エコファンド」は、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

- 目次 -

		頁
第1	ファンドの沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2	手続等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	申込(販売)手続等	
2	換金(解約)手続等	
第3	管理及び運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1	資産管理等の概要	
	(1)資産の評価	
	(2)保管	
	(3)信託期間	
	(4)計算期間	
	(5) その他	
2	受益者の権利等	
第4	ファンドの経理状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
1	財務諸表	
	(1)貸借対照表	
	(2)損益及び剰余金計算書	
	(3)注記表	
	(4)附属明細表	
2	ファンドの現況	
	純資産額計算書	
第5	設定及び解約の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20

第1 ファンドの沿革

平成 11 年 8月 20 日 ファンドの信託契約締結、運用開始

平成 13 年 10 月 26 日 ファミリーファンド方式の導入

平成 18 年 11 月 18 日 信託期間の更新

(信託終了日を平成21年8月19日から平成31年8月19日へ変更)

第2 手続等

- 1 申込(販売)手続等
- (1)申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2)コースの選択

収益分配金の受取方法によって、<分配金再投資コース>と<分配金受取りコース>の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

<分配金再投資コース>

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

<分配金受取りコース>

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3)申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(4)取扱時間

原則として、午後3時(わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時)までに、 販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎ た場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(5)申込金額

取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係 る消費税等相当額を加算した額です。

(6)申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス http://www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時~午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(半休日となる場合は午前9時~正午)

(7) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(8)受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所 における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、 その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第 8 項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

(9)償還乗換

- ・受益者は、証券投資信託の償還金額(手取額)の範囲内(単位型証券投資信託については、 償還金額(手取額)とその元本額のいずれか大きい額とします。)で取得する口数に係る申 込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができる場合があります。この償還乗換優 遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応 が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。

(10) 乗換優遇

受益者は、信託期間終了日の1年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができる場合があります。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2 換金(解約)手続等

<解約請求による換金>

(1)解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2)取扱時間

原則として、午後3時(わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時)までに、 販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎ た場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3)解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、 大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社 にお問い合わせください。

(4)解約価額

解約請求受付日の基準価額から信託財産留保額(当該基準価額に 0.5%の率を乗じて得た額)を控除した価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス http://www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404 午前9時~午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(半休日となる場合は午前9時~正午)

(5) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。
税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

(6)解約単位

1口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7)解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して4営業日目からお支払いします。

- (8)受付の中止および取消
 - ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、 その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付 けた解約請求の受付を取り消すことができます。
 - ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
- (1)資産の評価

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

有価証券などの評価基準

・信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

< 主な資産の評価方法 >

マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

国内上場株式

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場(ジャスダック証券取引所については、同所が発表する基準値段)で評価します。

・外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス http://www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404 午前9時~午後5時 士、日、祝・休日は除きます。 (半休日となる場合は午前9時~正午)

(2)保管

該当事項はありません。

(3)信託期間

平成 31 年 8 月 19 日までとします(平成 11 年 8 月 20 日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)計算期間

毎年8月20日から翌年8月19日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5)その他

信託の終了(繰上償還)

- 1)委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
 - 口)繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - 八)やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に 書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を 行ないません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内(1ヵ月以上で委託会社が定めます。 以下同じ。)に異議を述べることができます。(後述の「異議の申立て」をご覧ください。)
- 4)委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信 託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ)信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間 を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
 - 口)監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ)委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止 したとき(監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き 継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。)
 - 二)受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反 するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5)繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。 償還金について
- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日 が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日まで)から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。 信託約款の変更
- 1)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3)この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。(後述の「異議の申立て」をご覧ください。)
- 4)委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

異議の申立て

- 1)繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2)委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3)なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けします。

関係法人との契約について

- ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・投資顧問会社とのマザーファンドにおける投資顧問契約は、当該ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

2 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- (1) 収益分配金・償還金受領権
 - ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受 領する権利を有します。
 - ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払 開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰 属します。

(2)解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3)帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の 閲覧を請求することができます。

第4 ファンドの経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、第8期計算期間(平成18年8月22日から平成19年8月20日まで)の財務諸表については、旧証券取引法第193条の2の規定に、また、第9期計算期間(平成19年8月21日から平成20年8月19日まで)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成19年10月2日

日興アセットマネジメント株式会社 取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士

指定社員公認会計士 原原

外 鳥創於一部

当監査法人は、旧証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興エコファンドの平成18年8月22日から平成19年8月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、 日興エコファンドの平成19年8月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況 をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の 規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成20年10月1日

日興アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員公認会計士



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興エコファンドの平成19年8月21日から平成20年8月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、 日興エコファンドの平成20年8月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況 をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の 規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 財務諸表

日興エコファンド

(1)貸借対照表

(単位:円) 平成20年8月19日現在 318,544,124 23,054,242,918 16,588,559 23,389,375,601 23,389,375,601 6,849,241,014 (1,017,788,681) 6,849,241,014 23, 167, 003, 919 23, 167, 003, 919 23, 389, 375, 601 25,850,372 13,060,976 182,854,537 605,797 222,371,682 222,371,682 30,016,244,933 金額 第8期 平成19年8月20日現在 444, 473, 405 30, 659, 883, 105 11, 879, 089 31, 116, 235, 599 31, 116, 235, 599 605,088,976 (1,116,134,122) 605,088,976 30,816,402,728 30,816,402,728 31,116,235,599 16,002,563 18,872,220 264,212,023 746,065 299,832,871 299,832,871 31,421,491,704 金額 無 記 品 單 期未欠損金 (うち分配準備積立金) 剰余金合計 親投資信託受益証券 未収入金 コール・ローン 元本等合計 純資産合計 負債・純資産合計 剰余金 純資産の部 元本等 出本 資産の部 負債合計 流動資産 禁

9

(2)損益及び剰余金計算書

				(単位:円)
			第8期	第9期
Ħ.	期別			
			至 平成19年8月20日	至 平成20年8月19日
		注音记号	金額	名
営業収益				
受取利息			1,285,833	1,254,095
有価証券売買等損益			18,302,872	5,972,471,926
営業収益合計			19, 588, 705	5,971,217,831
営業費用				
受託者報酬			40,007,785	28,714,455
委託者報酬			560,110,766	402,004,059
その他費用			1,546,461	1,275,425
営業費用合計			601,665,012	431, 993, 939
営業損失金額			582,076,307	6,403,211,770
経常損失金額			582,076,307	6,403,211,770
当期純損失金額			582,076,307	6,403,211,770
当期一部解約に伴う当期純利益金額分配額			645, 639, 551	
当期一部解約に伴う当期純損失金額分配額			•	263, 193, 547
期首剰余金又は期首欠損金()			665, 302, 568	605,088,976
剰余金増加額又は欠損金減少額			145, 258, 044	65, 225, 706
(当期一部解約に伴う剰余金増加額			(-)	(65 225 706)
又は欠損金減少額)				(93,553,100)
(当期追加信託に伴う剰余金増加額			(145 258 044)	(-)
又は欠損金減少額)			(++0,502,0+1)	
剰余金減少額又は欠損金増加額			187,933,730	169, 359, 521
(当期一部解約に伴う剰余金減少額			(187.933.730)	(-)
又は欠損金増加額)			(22 (12) (122 (122 (12) (122 (122 (12) (122 (122 (122 (12) (122 (122 (122 (
(当期追加信託に伴う剰余金減少額			(-)	(169 359 521)
又は欠損金増加額)			(_)	(120,000,001)
分配金				1
期末欠損金			605,088,976	6,849,241,014

(3)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

		第8期	第9期
	期別	自 平成18年8月22日	自 平成19年8月21日
	項目	至 平成19年8月20日	至 平成20年8月19日
-	有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券	親投資信託受益証券
		移動平均法に基づき当該親投資信	
		託受益証券の基準価額で評価して	同左
		おります。	
2	その他財務諸表作成のための	当ファンドの計算期間は原則として、	当ファンドの計算期間は原則として、
	基本となる重要な事項	毎年8月20日から翌年8月19日までとな	毎年8月20日から翌年8月19日までとな
		っております。ただし、各計算期間終	っております。ただし、各計算期間終
		了日に該当する日(以下「該当日」と	了日に該当する日(以下「該当日」と
		いいます。)が休業日のとき、各計算	いいます。)が休業日のとき、各計算
		期間終了日は、該当日以降の営業日で	期間終了日は、該当日以降の営業日で
		ある日のうち、該当日に最も近い日と	ある日のうち、該当日に最も近い日と
		し、その翌日より次の計算期間が始ま	し、その翌日より次の計算期間が始ま
		るものといたしますので、当計算期間	るものといたしますので、当計算期間
		は平成18年8月22日から平成19年8月20	は平成19年8月21日から平成20年8月19
		日までとなっております。	日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第8期				第9期		
	平成19年8月20日現在	Ħ			平成20年8月19日現在	日現在	
+.	期首元本額 4	41,497,275,598	田	Ţ.	期首元本額	31,421,491,704 F	田
	期中追加設定元本額	2,408,394,127	田		期中追加設定元本額	1,504,532,549 F	田
	期中解約元本額 1	12,484,178,021	田		期中解約元本額	2,909,779,320 F	田
5.	計算期間末日における	707 707 707		2.	計算期間末日における	7 000 114 000	
	受益権の総数	91,421,491,704	I		受益権の総数		I
ъ.	元本の欠損			ъ Э	元本の欠損		
	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、	(額を下回ってお)	ت		貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、	5本総額を下回っており	,
	その差額は605,088,976円であります。	ф. ф.			その差額は6,849,241,014円であります	であります。	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

_			_		_										
				В	2	E	С	田	田	田	田	田	田	E	田
				c	>	c	Þ	95,217,935	1,017,788,681	1,113,006,616	0.0370	370	0	0	0
第9期	自 平成19年8月21日	至 平成20年8月19日	分配金の計算過程	計算期末における費用控紙後の配	当等収益	費用控除後、繰越欠損金補真後の	有何証券売買等損益	信託が歌に定める収益調整金	信託が歌に定める分配準備積立金	分配対象収益 (A + B + C + D)	分配対象収益(1 口当たり)	(1万口当たり)	分配金額	分配金額(1口当たり)	(1万口当たり)
				⋖		Δ		U	Δ	ш	щ		U	I	
				В	_	E	С	田	E	田	田	田	田	田	田
				c	0	c	D	44,305,647	1,116,134,122	1,160,439,769	0.0369	369	0	0	0
第8期	自 平成18年8月22日	至 平成19年8月20日	算過程	算期末における費用! 郊糸後の配		後、繰越欠損金補填後の	有何証券売買等損益	請払 続に定める収益調整金	語、徐宗に定める分配準備積立金	過效象収益 (A + B + C + D)	過数縁収益(1 口当たり)	(1万口当たり)	im.	酒金額(1口当たり)	(1万口当たり)
			分配金の計算過程	計算期末	当等以結	費用控係後、	有価証券	信松夢	信松夢	公司政都	公司政场		分配金額	分配金額	
			公配金の記	A 計算期末に	当等収益	B 費用控除	有価証券	C信託物	D 信託場	E 分配対象	F 公配対象		G 分配金額	H 分配金額	

(有価証券に関する注記)

第8期(自 平成18年8月22日 至 平成19年8月20日)

売買目的有価証券

633,090,028	30,659,883,105	中
633,090,028	30,659,883,105	親投資信託受益証券
当計算期間の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	種 類
(単位:円)		

第9期(自 平成19年8月21日 至 平成20年8月19日)

売買目的有価証券

5,760,712,932	23,054,242,918	合計
5,760,712,932	23,054,242,918	親投資信託受益証券
当計算期間の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	種類
(単位:日)		

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

FOR.		最多民	
平成19年8月20日現在		平成20年8月19日現在	
1口当たり純資産額	0.9807 円	1 口当たり純資産額 0.7	0.7718 円
(1万口当たり純資産額)	(9,807 円)	(9,807 円) (1万口当たり純資産額) (7,7	(7,718 円)

(4)附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(親投資信託受益証券)

Ê	₩		
単位:	備		
	評価額	23,054,242,918	23,054,242,918
	券面総額	18,682,530,728	18,682,530,728
	銘 柄	エコ マザーファンド	合計
	種類	親投資信託受益証券	

⁽注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「エコ マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「エコ マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

エコ マザーファンド

(1)貸借対照表

			(単位:円)
対象年月日		平成19年8月20日現在	平成20年8月19日現在
回	莊記	金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		593,748,695	382,042,428
株式		30,606,495,500	23,028,937,000
未収入金		255, 632, 885	376,720,301
未収配当金		17,679,750	17,611,500
流動資産合計		31,473,556,830	23, 805, 311, 229
資産合計		31,473,556,830	23,805,311,229
負債の部			
流動負債			
未払金		369, 355, 637	374,436,996
未払解約金		14,879,089	16,588,559
流動負債合計		384, 234, 726	391,025,555
負債合計		384,234,726	391,025,555
純資産の部			
元本等			
万本		20,115,314,008	18, 974, 950, 145
剰余金			
剰余金		10,974,008,096	4,439,335,529
剰余金合計		10,974,008,096	4,439,335,529
元本等合計		31,089,322,104	23, 414, 285, 674
純資産合計		31,089,322,104	23, 414, 285, 674
負債・純資産合計		31,473,556,830	23,805,311,229

- 11 -

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1	第 平成1968月30日 在					
項 日 利価証券の評価基準及び評価方法 株1 (1) (1) (1) (2) (2) (2) (3) (2) (3) (4) (m	自 平成19年8月21日 至 平成20年8月19日	いた。	(5)	(3) は時間に (5) は時間に 適性 に 適性 に 適性 に が 事 も 者 認 ま 配 配 で は ままま かん 自 が な ままま かん しん の の の ままま な しょう い りょう いんけい いい いいい いいい いいい いいい いい しょう しょう しょう しょう しょう しょう いん りょう いん りょう いんりょう いんりょう いんりょう いんりょう いんりょう いんりょう いんりょう いんりょう いんりょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう し	
項 目 有価証券の評価基準及び。	項 目 有価証券の評価基準及び評価方法 位益及び費用の計上基準	自 平成18年8月22日 至 平成19年8月20日	株式は移動平均法に基づき、以下のと もり原則として時価で評価しておりま す。 (1) 証券取引所に上場されている有 値記券 証券取引所に上場されている有 価証券は、原則として証券取引 所における計算期間末日の最終 相場(外貨建証券の場合は計算 期間末日において知りうる直近 の日の最終結場)又は証券取引 所が発表する基準値で評価して おります。		<u></u>	に関して、 には いれた。 に に に に に に に に に に に に に に に に に に に
F (4)		対象期間 項 目				

(貸借対照表に関する注記)

平成19年8月20日現在	現在			平成20年8月19日現在	女	
期首	平成18年8月22日	,	<u>.</u>	期首	平成19年8月21日	
期首元本額	26,891,871,516	田		期首元本額	20, 115, 314, 008	田
期首からの追加設定元本額	120,192,669	田		期首からの追加設定元本額	420,804,794	田
期首からの解約元本額	6,896,750,177	田		期首からの解約元本額	1,561,168,657	田
平成19年8月20日現在の元本の内訳	为高尺			平成20年8月19日現在の元本の内訳	兴	
日興エコファンド	19,836,880,891	田		日興エコファンド	18,682,530,728	田
年金積立 エコファンド	278,433,117	田		年金積立 エコファンド	292, 419, 417	田
(合計)	20,115,314,008	田		(合計)	18, 974, 950, 145	田
本報告書における開示対象フ		.,	۲.	本報告書における開示対象フ		
ァンドの計算期間末日におけ	20 445 244 000			ァンドの計算期間末日におけ	10 074 0E0 14E	
る当該親投資信託の受益権の	20,113,314,000	I		る当該親投資信託の受益権の	10, 974, 950, 145	I
44V74				747/A		

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(有価証券に関する注記)

対象期間(自 平成18年8月22日 至 平成19年8月20日)

売買目的有価証券

(単位:田)	当計算期間の損益に含まれた評価差額	862,312,887	862,312,887
	貸借対照表計上額	30,606,495,500	30,606,495,500
	種 類	株式	合計
-		12	

至 平成20年8月19日) 対象期間(自 平成19年8月21日

売買目的有価証券

2,966,228,494	23,028,937,000	
当計算期間の損益に含まれた評価差額	貞情刈照衣計上額	性 朔

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンド の期末日までの期間に対応する金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表

林 Ξ

(単位:株、円)

6665	コルパーダメモリ	20,000	2,600	182,000,000	
6752	松下電器産業	240,000	2,310	554,400,000	
6753	プー4	100,000	1,410	141,000,000	
6758	ンニー	160,000	4,250	680,000,000	
6845	山武	20,000	2,390	119,500,000	
9289	堀場製作所	143,000	2,255	322,465,000	
0689	フェローテック	140,000	1,756	245,840,000	
6902	デンソー	92,000	2,740	252,080,000	
6995	東海理化	200,00	1,617	113,190,000	
7202	いすゞ自動車	350,000	423	148,050,000	
7203	トヨタ自動車	202,000	4,920	993,840,000	
7267	ホンダ	140,000	3,640	509,600,000	
7278	エクセディ	30,000	2,515	75,450,000	
7309	シスノ	20,000	4,510	315,700,000	
7456	松田産業	000'09	2,490	149,400,000	
7701	島津製作所	100,000	1,020	102,000,000	
7731	ハロコ	100,000	3,460	346,000,000	
7733	オリンパス	20,000	3,540	177,000,000	
7751	ナイノン	000,00	5,140	462,600,000	
7752	-EU	000,00	1,761	158,490,000	
7956	パッ=ン	43,000	2,375	102, 125, 000	
7974	任天堂	8,500	48,750	414, 375, 000	
8002	九紅	300,000	651	195,300,000	
8031	三井物産	180,000	1,723	310,140,000	
8035	東京エレクトロン	15,000	6,050	90,750,000	
8028	三菱商事	145,000	2,810	407,450,000	
8113	ワー4チ・二口	15,000	7,920	118,800,000	
8253	クレディセゾン	20,000	2,340	117,000,000	
8306	三菱UFJフィナンシャル・グループ	885,000	828	733,665,000	
8316	三井住友フィナンシャルグループ	280	682,000	402,380,000	
	横浜銀行	250,000	615	153, 750, 000	
8322	静岡銀行	80,000	1,063	85,040,000	
8411	みずほフィナンシャルグループ	880	467,000	410,960,000	
8604	野村ホールディングス	155,000	1,483	229,865,000	
8729	ソニーフィナンシャルホールディングス	320	410,000	143,500,000	
8766	東京海上ホールディングス	75,000	3,560	267,000,000	
8795	T&Dホールディングス	32,000	5,480	191,800,000	
8801	三井不動産	80,000	2,250	180,000,000	
8802	三菱地所	120,000	2,405	288,600,000	
9020	東日本旅客鉄道	009	832,000	499, 200, 000	
9022	東海旅客鉄道	150	1,088,000	163,200,000	
9104	商船三井	230,000	1,294	297,620,000	
9432	日本電信電話	200	534,000	373,800,000	
9433	KDDI	250	639,000	159, 750, 000	
9437	NTTドコモ	1,800	170,100	306, 180, 000	
9503	関西電力	80,000	2,620	209,600,000	
9531	東京ガス	230,000	429	243,270,000	
9532		400,000	393	157,200,000	
9783	ベネッセコーポレーツョン	20,000	4,740	94,800,000	
9793	ダイセキ	130,000	3,430	445,900,000	
	₩	14,289,920		23,028,937,000	

(2) 株式以外の有価証券 該当事項はありません。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、前中間計算期間(平成19年8月21日から平成20年2月20日まで)については、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しており、当中間計算期間(平成20年8月20日から平成21年2月19日まで)については、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間計算期間(平成19年8月21日から平成20年2月20日まで)及び当中間計算期間(平成20年8月20日から平成21年2月19日まで)の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年4月1日

日興アセットマネジメント株式会社 取締役会御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士

少意

肯定 社員 公認会計士 鳥食司 裕

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興エコファンドの平成19年8月21日から平成20年2月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興エコファンドの平成20年2月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(平成19年8月21日から平成20年2月20日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の 規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の中間監査報告書

平成21年4月1日

日興アセットマネジメント株式会社 取締役会御中

あらた監査法人

指定社員公認会計士業務執行社員



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興エコファンドの平成20年8月20日から平成21年2月19日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興エコファンドの平成21年2月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(平成20年8月20日から平成21年2月19日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の 規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

日興エコファンド

H K I

(1)中間貸借対照表

	中国中国中国出	(ロ・加ま) 半間開農料間中宗
	期別 即中间計算粉間不 期別 平成 20 年 2 月 20 日現在	当中间引昇朔司不 平成 21年 2月 19 日現在
	金 額	金額
コール・ローン	135, 858, 143	197, 403, 567
親投資信託受益証券	25, 177, 252, 048	12,934,523,812
未収入金	18, 750, 896	
流動資産合計	25, 331, 861, 087	13, 131, 927, 379
	25, 331, 861, 087	13, 131, 927, 379
未払解約金	25,101,717	1,916,930
末払受託者報酬	74,991	8,673,466
未払委託者報酬	1,049,882	121,429,355
その他未払費用	3,406	504,520
流動負債合計	26, 229, 996	132,524,271
	26, 229, 996	132,524,271
	30,798,112,787	30,117,734,657
中間剰余金又は中間欠損金()	5, 492, 481, 696	17,118,331,549
(分配準備積立金)	1,067,128,705	988, 394, 228
元本等合計	25, 305, 631, 091	12,999,403,108
純資産合計	25, 305, 631, 091	12,999,403,108
負債純資産合計	25,331,861,087	13,131,927,379

(2)中間損益及び剰余金計算書

(単位:円)

	1十二年出	二十 間当 年
	即中間計算期間	当中間計算期間
	自 平成 19 年 8 月 21	平成 20 年 8 月 20
	至 平成 20 年 2 月 20 日	至 平成 21 年 2 月 19 日
	金額	金額
営業収益		
受取利息	700,432	230,180
有価証券売買等損益	4,641,321,944	10,053,447,109
営業収益合計	4,640,621,512	10,053,216,929
営業費用		
受託者報酬	15,728,470	8,673,466
委託者報酬	220, 199, 404	121,429,355
その他費用	673,034	504,520
営業費用合計	236, 600, 908	130,607,341
営業損失()	4,877,222,420	10,183,824,270
経常損失()	4,877,222,420	10,183,824,270
中間純損失()	4,877,222,420	10, 183, 824, 270
一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	5,319,515	177,031,878
期首剰余金又は期首欠損金()	605,088,976	6,849,241,014
剰余金増加額又は欠損金減少額	31,215,909	205,850,293
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	31,215,909	205,850,293
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		•
剰余金減少額又は欠損金増加額	46,705,724	468,148,436
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		•
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	46,705,724	468,148,436
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	5, 492, 481, 696	17,118,331,549

(3)中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

日 至 全 受資信託 を動かれる を動かる を動かる を動かる にっこう おいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい	
麗	おります。
期別 月 自有価証券の評価基準及び評価方法	

(中間貸借対照表に関する注記)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

-	前中間計算期間	当中間計算期間
18	自 平成19年8月21日	自 平成20年8月20日
8	至 平成20年2月20日	至 平成21年2月19日
-		
	該当事項はありません。	該当事項はありません。

(1口当たり情報)

		0.4316 円	(4,316 円)
当中間計算期間末	平成21年2月19日現在	1 口当たり純資産額	(8,217 円) (1万口当たり純資産額)
		0.8217 円	(8,217 円)
前中間計算期間末	平成20年2月20日現在	1 口当たり純資産額	(1万口当たり純資産額)

(参考)

当ファンドは「エコ マザーファンド」を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「エコ マザーファンド」の状況 なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

エコ マザーファンド

(1)貸借対照表

(単位:円)

1		
中	対象年月日 平成20年2月20日現在	平成21年2月19日現在
科目	金額	金額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	578,692,324	302,773,186
株式	24,989,580,400	12,878,052,000
未収入金	316,929,981	57,971,858
未収配当金	23,504,500	19,435,000
流動資産合計	25,908,707,205	13,258,232,044
資産合計	25,908,707,205	13,258,232,044
負債の部		
流動負債		
未払金	342,433,095	97,716,607
未払解約金	19,485,694	22,974
流動負債合計	361,918,789	185,687,78
負債合計	361,918,789	97,739,581
純資産の部		
元本等		
元本	19,590,868,622	18,979,522,332
剰余金		
剰余金又は欠損金()	5,955,919,794	5,819,029,869
元本等合計	25,546,788,416	13,160,492,463
純資産合計	25,546,788,416	13,160,492,463
負債純資産合計	25,908,707,205	13,258,232,044

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

自 平成20年8月20日 至 平成21年2月19日	株式は移動平均法に基づき、以下のと おり原則として時価で評価しておりま	す。 (1) 金融商品取引所等に上場されて	いる有価証券				同左				(2) 金融商品取引所等に上場されて	いない有価証券					同左					(3) 時価が入手できなかった有価証券					1	回在				
自 平成19年8月21日 至 平成20年2月20日	には移動平均法に基づき、以下のと)原則として時価で評価しておりま	所等に上場されて	いる有価証券	金融商品取引所等に上場されている土産主義は、アイル	いの自信罪がは、原則として選訴が口間に発行されば、	題商品取引所帯における計車期間十口で自る計画へもお達け業	同木口(2) 取終相場(外員建計分の指令は対策報告十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	の場合は計算期間木口において	知りつる国立の日の最終相場)	又は金融商品取引所等が発表す	f等に上場されて	いない有価証券	当該有価証券については、原則	として、日本証券業協会等発表	の店頭売買参考統計値(平均	值)等、金融商品取引業者、銀	行等の提示する価額(ただし、	売気配相場は使用しない)又は	価格提供会社の提供する価額の	いずれかから入手した価額で評	価しております。		適正な評価額を入手できなかっ	た場合又は入手した評価額が時	価と認定できない事由が認めら	れた場合は、投資信託委託会社	が忠実義務に基づいて合理的な	事由をもって時価と認めた価額	もしくは受託者と協議のうえ両	者が合理的事由をもって時価と	認めた価額で評価しておりま	र्क
対象期間項目	有価証券の評価基準及び評価方法																															

(貸借対照表に関する注記)

		平成20年2月20日現在	現在			平成21年2月19日現在	見在	
, ·	1. 期首		平成19年8月21日		.	期首	平成20年8月20日	
	期首	期首元本額	20,115,314,008	田		期首元本額	18, 974, 950, 145	田
	期首	期首からの追加設定元本額	220,788,596	田		期首からの追加設定元本額	450,596,097	田
	期首	首からの解約元本額	745,233,982	田		期首からの解約元本額	446,023,910	田
	出	平成20年2月20日現在の元本の内訳	内訳			平成21年2月19日現在の元本の内訳	J真R	
	四	興工コファンド	19,307,708,626	田		日興エコファンド	18,653,769,559	田
	年金	年金積立 エコファンド	283,159,996	田		年金積立 エコファンド	325,752,773	田
		(合計)	19,590,868,622	田		(合計)	18, 979, 522, 332	田
. 1	2. 本報	本報告書における開示対象フ			2.	本報告書における開示対象フ		
	r V	アンドの中間計算期間末日に	10 500 060 622			ァンドの中間計算期間末日に	10 070 500 000	
	1	おける当該親投資信託の受益	13,330,000,052	I		おける当該親投資信託の受益		I
	権の	権の総数				権の総数		
					ъ Э	元本の欠損		
						貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、	総額を下回っており	,
						その差額は5,819,029,869円であります	5ります。	
1	11111	1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	**************************************	1	1	1		П

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(1ロ当たり情報)

平成20年2月20日現在		平成21年2月19日現在	
1 口当たり純資産額	1.3040 円	1 口当たり純資産額	0.6934 円
(1万口当たり純資産額)	(13,040 円)	(13,040 円) │(1 万口当たり純資産額)	(6,934 円)

2 ファンドの現況

以下のファンドの現況は平成21年2月27日現在です。

純資産額計算書

資産総額	13,211,624,920	円
負債総額	9,146,639	円
純資産総額(-)	13,202,478,281	円
発行済数量	30,106,306,000	
1単位当たり純資産額(/)	0.4385	円

(参考)エコ マザーファンド

純資産額計算書

資産総額 13,582,347,247 円 負債総額 217,516,268 円 純資産総額(-) 13,364,830,979 円 発行済数量 18,963,570,305 口 1単位当たり純資産額(/) 0.7048 円

第5 設定及び解約の実績

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1計算期間(1999年8月20日~2000年8月21日)	142,090,256,806	22,634,601,762
第2計算期間 (2000年8月22日~2001年8月20日)	8,311,864,460	23,936,404,563
第3計算期間 (2001年8月21日~2002年8月19日)	2,791,659,221	17,294,927,054
第4計算期間 (2002年8月20日~2003年8月19日)	2,609,258,270	27,927,634,328
第5計算期間 (2003年8月20日~2004年8月19日)	2,071,851,016	9,468,845,370
第6計算期間 (2004年8月20日~2005年8月19日)	1,741,497,938	10,609,919,580
第7計算期間 (2005年8月20日~2006年8月21日)	5,009,757,007	11,256,536,463
第8計算期間 (2006年8月22日~2007年8月20日)	2,408,394,127	12,484,178,021
第9計算期間 (2007年8月21日~2008年8月19日)	1,504,532,549	2,909,779,320
第10中間計算期間 (2008年8月20日~2009年2月19日)	986,129,152	884,639,428

⁽注)第1計算期間の設定数量には、当初設定数量を含みます。